

日本学術会議を廃止し、特殊法人化する日本学術会議法案に対する意見書

2025年3月31日

民主主義科学者協会法律部会第27期理事会

政府は、2025年3月7日、国の「特別の機関」（内閣府設置法40条3項）とされている現在の日本学術会議（以下、学術会議）を廃止し、「法人」、すなわち法人格を有する組織としての「日本学術会議」（以下、「新法人」）を新設する日本学術会議法案（以下、「新法案」）を閣議決定し、衆議院に提出しました。私たち民主主義科学者協会法律部会第27期理事会は、この法案の「概要」が伝えられた段階で、「声明 日本学術会議の法人化に反対する」を2025年2月15日に発出し、そこでは、「今後提案が予想される正式の法案について慎重に検討し、本学会としての意見を取りまとめる」と予告しました。このたびの「新法案」の閣議決定を受けて、あらためて学術会議の法人化に反対する意思を表明するとともに、これを法律学の立場から検討した意見を述べるものです。

1.基本理念について

現在の日本学術会議法（以下、日学法）は、次のような前文を置いています。

「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」。

これは、学問の自由の憲法による保障がなかった戦前の学術、科学が、「国家ノ須要」（帝国大学令1条）のもとに置かれて、軍国主義に従属し、これに協力したことへの深い反省の上に立って、学問の自由を保障する日本国憲法23条のもとで、「平和」と「人類社会の福祉」への「貢献」を、「世界の学界」と手を携えて進めることの宣言として、貴重なものです。

ところが、「新法案」では、こうした日学法の前文を削り、日学法3条が定める「独立して」職務を行う旨の明記もなくし、「運営における自主性及び自律性」に対する国の配慮義務を記すにとどめました（2条2項）。これは、学術会議が、自国や産業界、組織などの特定の利益にとらわれない「平和」と「人類社会の福祉」への貢献、「世界の学界と提携して」の「学術の進歩」への「寄与」という使命をもち、職務と活動の独立性・自律性を保つというナショナル・アカデミーの根幹に関わることが、本法案ではあいまいにされています。

これが、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（日学法2条）として、国の「特別の機関」として設置、運営されてきた学術会議を、「特殊法人」にすることに伴うものであるとすれば、言葉として「新法案」に「我が国の科学者の内外に対する代表機関」（1条）が残されているとしても、組織の性格はまったく違うものになりかねません。

2.活動の独立性・自律性を危うくさせる仕組みについて

日学法3条は、学術会議の職務の独立性を定めていますが、「新法案」が新設する諸機関とその活動は、この独立性を脅かすおそれがあります。

「新法案」は、次のような機関を新たに設置することになっています。

- ① 会員以外の科学者から学術会議総会が選定する者を委員とし、会員の選定方針等について意見を述べる「選定助言委員会」(26条、31条)
- ② 会員以外で科学者に限られない者から会長が任命する者を委員とし、中期的な活動計画や年度計画の作成、予算の作成、組織の管理・運営などについて意見を述べる「運営助言委員会」(27条、36条)
- ③ 内閣府に設置され、内閣総理大臣が委員を任命し、中期的な活動計画の策定や業務の実績等に関する点検・評価の方法・結果について意見を述べる「日本学術会議評価委員会」(以下、「評価委員会」。42条3項、51条)
- ④ 内閣総理大臣が任命し、業務を監査して監査報告を作成し、業務・財産の状況の調査等を行う「監事」(19条、23条)

以下、これらについて検討します。

①の「選定助言委員会」は、個々の会員選定には関わらないとはいえ、「会員の選定方針等」に意見を述べることだけでも、会員候補者選定において特定の利害の影響を与える可能性を否定できません。

②の「運営助言委員会」のようなものは、必要に応じて、海外のアドバイザー・ボードのように、ナショナル・アカデミーの活動に適した形態で柔軟に設置・改廃できるようにすれば足りるのであって、法定すべき理由が薄弱です。

③の「評価委員会」は、形式の上でも「内閣府に設置」され、学術会議の活動に外部から関与する仕組みです。その関与の観点、方法は「内閣府」の視点からなされることが予想されます。これは、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会の最終報告書「世界最高のナショナルアカデミーを目指して」(2024年12月20日)が学術会議の内部に置くことを想定していた「レビュー委員会(評価委員会)(仮称)」と全く異なるものです。ナショナル・アカデミーの活動を政府の機関が監督的に評価するという制度は、国際的にもまったく理解されえないものです。

③の「評価委員会」と④の「監事」に関しては、中期的な活動計画・年度計画の策定、大臣任命の評価委員による評価、大臣任命の監事による監査という組合せによるガバナンスの仕組みは、通常の独立行政法人などにあてはまるものではあっても、国からの独立性を制度的に保障することでその機能を有意義に発揮することが可能となるナショナル・アカデミーには、本来不適合な仕組みです。科学的助言をはじめとする学術会議の活動は、あくまでも科学、学術にのみ依拠するものでなければなりません。

以上、これら①から④の機関の存在と活動は、学術会議の活動の政府からの独立性、及

び会員選考における独立性・自律性という、ナショナル・アカデミーとしての根幹を損ないかねないものであり、ひいては、自由な学問研究活動に対する重大な脅威となりかねないものです。

また、現在の日学法 11 条が「人文科学」、「生命科学」、「理学及び工学」をそれぞれ中心とする「科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもって組織」という「部会制」を規定していますが、「新法案」には、そのような「部会制」についての定めが一切ありません。これについては、学術会議の内部での定め委ねられたと解することも可能ですが、「我が国の科学者の内外に対する代表機関」の組織は、多様な学問分野を総合的に代表することのできる組織方針が必要であり、その学術会議について定める法律として、あまりにも配慮に欠けるものです。

3.会員の選任における自律性が脅かされる危険について

「新法案」では、会員は、総会が「会員のうちから」選任する委員で構成される「会員候補者選定委員会」が「選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により」選任されます（25 条 3 項、29 条）が、その際、会員は、「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから選任され（9 条 2 項）、会員候補者の選定に際して、は「会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない」とされています（30 条 2 項、附則 7 条 3 項）。現行の会員の選考では、会員と連携会員に候補者の推薦権が与えられ、学協会などのその他の団体からは、「推薦」ではなく、候補者の「情報提供」をしてもらうことで、諸外国の多くのナショナル・アカデミーが採用している標準的な会員選考方式であるコ・オプテーション（現会員が会員候補者を推薦する方式）を採用していますが、「新法案」の方式では、コ・オプテーションによる選考方式が損なわれるおそれがあります。

また、学術会議が新法人として発足する際の会員については、現行の学術会議の推薦に基づいて内閣総理大臣が「会員予定者」125 人を指名すると定められており（附則 3 条 1 項）、その会員予定者を選考する「候補者選考委員会」の委員は、現会長が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから」任命する（附則 6 条 4 項）ものの、現会員に限られず、さらに、会長は、この任命をしようとする者について、「内閣総理大臣が指定する」有識者と協議しなければならないとされています（附則 6 条 5 項）。しかも、新法人発足後 3 年目の選考に関して、「候補者選考委員」は、「会員」からではなく、法人発足時の選考のために選ばれた「候補者選考委員であった者」から、選任されることになっており（附則 23 条）、3 年後の会員選定でもその時点での会員による会員候補者選考があらかじめ排除されています。これらは、新法人としての学術会議が 3 年後も含めて発足するにあたり、コ・オプテーションの方式が用いられず、会員選考に関する政府からの独立性や自律性が保たれない恐れのある危険な仕組みです。

さらに、新法人の発足時点で任期を残している現会員は、新法人の会員となるとされる

ものの、3年後に再任されることはなく（附則 11 条）、上述した会員の選任方法が実施されることにより、新法人は現在の学術会議とのコ・オペレーション制による連続性が途絶えることとなります。このような選考方式で選考された会員によって構成される新法人が、時の政治権力から独立した立場で科学的根拠に基づく政策提言を政府に行うという、これまで学術会議が果たしてきた任務を遂行することができるのかについては、大きな懸念を抱かざるを得ません。

加えて、附則 8 条は、学術会議を法人化する新法の施行日前の「会長の職務…を行う者」を、附則 3 条 1 項により「会員予定者」として指名された者のうちから、内閣総理大臣が指名すると定めています。この者は「会長職務代行者」として会長を選任する成立時総会の運営を仕切ることとされています（附則 22 条）。すなわち現在の学術会議から新法人としての学術会議への「移行期間」における会長職の人事は、内閣総理大臣の判断に大きく左右されます。こうして「移行期間」の会長職の人事と先の「候補者選考委員会」による関与によって、学術会議の人事の本来の根幹であるコ・オペレーション方式は、大きく毀損されることとなります。

4.財源の不安定化の懸念について

日学法 1 条 3 項は、「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする」と、明確に財源についての国庫負担の原則を定めています。しかし、新法案は、「政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる」（48 条）とするにとどまり、安定した財政基盤が確保できないおそれがあります。これに関して、独立行政法人通則法では、「必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付する」旨を規定（同法 46 条）しており、新法人は、独立行政法人よりも財源保障が弱くなる可能性があります。

学術会議は、現在、総務省設置法 4 条 1 項 8 号が規定する総務省の審査対象法人としての「特殊法人」とされているさまざまな会社なども含むものとは違って、その主たる職務を担う役員や会員が専任の職にはなく、その職務の内容も、それらとはまったく異なるものです。何よりも、学術会議は、本来的に営利的業務を担う組織ではありません。

このような性格をもち、現在の財政規模が約 10 億円の学術会議にとって、財政の国庫負担の原則は不可欠のものであり、それが国の「特別の機関」という性格によるものであるならば、それを変更して法人とする理由はどこにもありません。学術会議の法人化による財政保障の後退は、そのナショナル・アカデミーとしての責務を果たせなくさせる危険性があります。

以上の理由から、今回の「新法案」による学術会議の廃止と新法人への移行は、それを必要とする立法事実を欠くものであり、現在の日学法に基づく学術会議を根底から変質させるものに他なりません。私たち民主主義科学者協会法律部会は、「すべての分野における

法学研究者」(本会規約 1 条)として、また学術会議の「協力学術研究団体」として、「新法案」に対し、強く反対し、法案の撤回を求めます。そして、この意見書によって、私たちが示した「法学研究者」としての見解が広く共有されることを求めるものです。